

ドレスデン会議（1850/51年）の経済史的意義（上）

——オーストリア・レヴァント貿易と「中部ヨーロッパ関税連合」構想——

武田元有*

はじめに

ナポレオン戦争によって神聖ローマ帝国（962—1807年）が滅亡した結果、1814/15年のウィーン会議によって、新たに35君主国・4自由市からなる「ドイツ連邦」Deutscher Bund（1815—66年）が成立するが、1848年の三月革命によって唯一の公式機関フランクフルト「連邦議会」Bundesversammlungが解散し、連邦組織は一時消滅する。だがその地位を継承するフランクフルト憲法制定議会＝「国民議会」Nationalversammlungも、自由主義的な統一憲法の制定には成功するものの、統一国家の樹立を実現できず、1849年8月に解体したため、以後連邦の後継組織をめぐる普墺両国の主導権争いが展開された。うちプロイセン王国は、既に1834年の「ドイツ関税同盟」Zollvereinによって経済的な市場統一を牽引してきた実績から、今や政治的な国家統一を志向し、外務官僚ラドヴィッツ Joseph von Radwitzのもとで君主主義的な統一事業、すなわち①プロイセン中心の「ドイツ帝国」Deutsches Reich＝連邦国家 Bundesstaatの建設、②ドイツ帝国とオーストリア帝国との「ドイツ連合」Deutsche Union＝国家連合 Staatenbundの組織、を試みる。これに対してオーストリア帝国の宰相シュヴァルツェンベルク Felix Schwarzenberg（在任1848—52年）は、ドイツ諸邦とハプスブルク帝国全域（オーストリア本土＋属領ハンガリー）との統合＝「七千万人帝国」das Siebzig-Millionen-Reichの建設（いわゆる「全入」計画 Gesamteintritt）を提唱し、並行して商相ブルック Karl Ludwig von Bruck（在任1849—51年）はドイツ関税同盟を包摂する経済統一＝「中部ヨーロッパ関税連合」die mitteleuropäische Zollunionの形成を構想した。普墺両国の対立は1850年のクールヘッセン憲法闘争を契機として軍事衝突の危機に直面したため、プロイセン政府は同年11月29日の「オルミュツ協定」Olmütz Punktationによって連合計画を放棄するが、続く1850年12月—51年5月の「ドレスデン会議」die Dresdener Konferenzではオーストリアの七千万人帝国構想も挫折、直後に商相ブルックが辞任して関税連合計画も頓挫する。かくして政治的には三月前期のドイツ連邦が復活する一方、経済的には1851年9月にドイツ関税同盟が拡大（ハノーファー王国が加盟）し、続くプロイセン中心の国家統一に向けた一歩となる。

ドレスデン会議が開催された1850年代は、1848/49年の三月革命＝動乱時代から、1860年代の普墺対立＝帝国創建時代への移行期・転換期に相当するため、固有の時代として積極的に意義付けることが難しいほか、オーストリア宰相シュヴァルツェンベルクの役割についても、文書記録を残さず就任3年目に急逝したため、政策目的の史料的な裏付けが困難となっており、様々な解釈の余地を残している。また従来の研究では、ドイツ連邦の存在自体が長らく消極的に評価されてきた故に、この体制を復活したドレスデン会議に関する個別研究も決して多くはない。以下、小稿の問題

*鳥取大学教育支援・国際交流推進機構教育センター 准教授

関心を明らかにするため、ドレスデン会議をめぐる研究動向を概観しよう。⁽⁰¹⁾

ドレスデン会議に関する学術研究は19世紀後半から現れるが、1871年の帝国創設を牽引したプロイセンの歴史学界は、祖国が実現した統一国家をドイツ史上最初の国民国家として高く評価し（小ドイツ主義史観 *kleindeutsch* = プロイセン中心史観 *die borussische Historiography*）、この動きを抑制したドレスデン会議を否定的に見る傾向が強い。なかでも『史学雑誌』*Historische Zeitschrift*（1859年一）の創刊メンバーであるH・ジーベル *Heinrich von Sybel* は、外務官僚ラドヴィッツの連合構想を、宰相ビスマルク *Otto von Bismarck*（在任1862-90年）の帝国建設に向けた重要な一歩と位置付け、当該計画を攪乱したオルミュッツ協定をプロイセンの「屈辱」*Schmach von Olmütz* と捉える一方、オーストリアの七千万人帝国構想を時代錯誤の反動行為として非難し、ドレスデン会議における全入計画の放棄をプロイセン外交の勝利として賛美する。⁽⁰²⁾ こうした見方は、プロイセン主導のドイツ統一を正当化する政治的な意図をはらむが、プロイセンの中心的な地位を反映して、以後ドイツ史学の主流を占めた。その対極をなすオーストリアの歴史学界は、近世を通じてハプスブルク家が神聖ローマ帝国の歴代皇帝を輩出してきたこと、ウィーン体制下では宰相メッテルニヒ *Klemens von Metternich*（在任1821-48年）がドイツ連邦を統括してきた経緯を自負し、ドイツ統一事業についてもオーストリアが主導的な役割を果たすべきことを期待してきた（大ドイツ主義史観 *großdeutsch*）。このため1866年の普墺戦争 = ドイツ連邦の解体と1871年のドイツ帝国建設 = ドイツ民族国家の分断に対する失望は大きく、A・ベーア *Adolf Beer*、R・シャルマツ *Richard Charmatz*、H・フリードユング *Heinrich Friedjung* らの研究者は、対外的には新興プロイセンの野望をドイツ連邦規約への違反行為として断罪するとともに、国内的にはハプスブルク家の威信に対する宰相シュヴァルツェンベルクの執着を民族分断の元凶として批判している。⁽⁰³⁾ 要するに、プロイセン中心の国内統一を支持するプロイセン学派はこの偉業を阻害したものとして、逆にオーストリア中心の統一事業を夢想したオーストリア学派はこの機会を逸失したものとして、いずれもドレスデン会議を消極的に評価する点では一致している。

これに対して第一次大戦後のオーストリア学界では、大戦に伴う国際関係・国内社会の変化を背景として、ドレスデン会議を肯定的に捉える動きが見られる。まず第一次大戦の勃発に伴い、ドイツ政府は1914年9月の「九月綱領」の一環として「中央ヨーロッパ経済同盟」*der mitteleuropäische Wirtschaftsverband* を計画したが、シャルマツは商相ブルックの「中部ヨーロッパ関税連合」構想をその系譜として検討し、「中欧構想の先駆」*der Vorkämpfer Mitteleuropas* として位置付ける一方、官僚出身の歴史学者E・ヘラー *Eduard Heller* は、シュヴァルツェンベルクの七千万人帝国計画こそ「中欧構想の先駆」*Mitteleuropas Vorkämpfer* であると評価し、その名誉回復を試みている。⁽⁰⁴⁾ また戦後ヴェルサイユ体制によって国際平和が回復するなか、H・スルビク *Heinrich von Srbik* は、ナポレオン戦争後のウィーン体制を国民国家の枠組を超越した普遍的な国際協調の萌芽として評価したが、1930年代にナチ党の政権掌握と領土拡張が進むと、スルビクは自らナチ党に加入するとともに、七千万人帝国構想をドイツ中欧支配の起源として位置付け、1938年のオーストリア「合邦」*Anschluss* を正当化する歴史的な根拠を提供している（全ドイツ主義史観 *gesamtddeutsch*）。⁽⁰⁵⁾ こうして第一次大戦後には一転してドレスデン会議におけるシュヴァルツェンベルク外交を肯定する動きが登場したが、この場合も背景としてナチス外交を正統視する政治的・思想的な動機が存在を考慮せねばならないであろう。またドレスデン会議における七千万人帝国構想の提起を、プロイセン覇権主義の誘因として批判するにせよ、ドイツ中欧支配の起点として賞賛するにせよ、いずれも宰相シュヴァルツェンベルクに領土拡張の野心を認める点では一貫していると言える。

だが第二次大戦の勃発・敗戦を経て戦後になると、ドイツの歴史学界は第三帝国をプロイセン・ドイツ史の枠組から逸脱した存在として位置付け、伝統的な支配勢力・価値体系の擁護に傾注することになる。⁽⁶⁶⁾ オーストリアでも同様の動きがあり、文書館員R・キスリング Rudolf Kiszling は、三月革命百周年の1948年に大部の革命研究を発表したが、シュヴァルツェンベルクの没後百年1952年にはその小伝を著している。彼はドレスデン会議を普墺協調への試みとして見直すとともに、七千万人帝国構想を中欧の「共存に不可欠なもの」 eine Lebensnotwendigkeit として、国際平和・経済成長を保障したビスマルクの同盟体系＝1882年の「三国同盟」につながる前身として位置付け、基本的にナチズムの中欧支配とは異質なものとして解釈している。⁽⁶⁷⁾ これに対して自身ナチ党に参与した西ドイツの国制史家E・R・フーバー Ernst Rudolf Huber は、三月革命に伴うプロイセン王国の立憲君主制を、三月前期の絶対主義とも西欧の議会主義とも異なる独自の国制として賞賛し、また革命後のプロイセン外交の目的があくまで普墺両国の協調関係＝二元主義 Dualismus の実現にあったことを強調する一方、その失敗の原因をむしろオーストリア外交の方針転換に求め、メッテルニヒが三月前期を通じて現状維持 Stabilitätspolitik に腐心したのに対して、後任シュヴァルツェンベルクは「近代の現実主義者」 ein Realpolitiker der modernen Zeit ・「国家理性の体现者」 ein Mann der Staatsräson として、「大オーストリアの復興」 die großösterreichische Restauration ＝「帝国主義政策」 Politik der Imperialismus を推進し、国際秩序を攪乱したものと非難している。⁽⁶⁸⁾ またH・J・シェーブス Hans Julius Schoeps は、ベルリン機密文書に依拠してプロイセン政府の立場からドレスデン会議を分析したが、当該会議の本質を1860年代につらなる普墺両国の覇権競争とみなし、ブルックの中欧関税連合構想がプロイセンの危機意識を助長したこと、ドレスデン会議における外交交渉の決裂が、プロイセンの武力行使を余儀なくしたことなど、結果的にビスマルクの帝国建設を擁護するものとなっている。⁽⁶⁹⁾ 会議破綻の責任を普墺のいずれに求めるかで見解は対立するものの、第二帝制とその成立過程を肯定する点で変わりはないと言える。

こうした見方は周知のF・フィッシャー Fritz Fischer の問題提起で転換することになった（フィッシャー論争）。彼の1961年の著作は、第一次大戦におけるドイツの政策意図＝責任と、両大戦における戦争目的の連続性を明らかにし、その根源として近代ドイツにおける社会構造の連続性、すなわち第二帝制の支配エリート（ライン地方の独占資本、東エルベのユンカー経営）が1918年の革命を経てヴァイマル共和制期まで残存した事実が指摘されたが、⁽⁷⁰⁾ 続く1970年代にはH-U・ヴェーラー Hans-Ulrich Wehler らの社会史派によって、半封建的な政治体制と近代的な経済発展との乖離が第二帝制の矛盾として検討されるようになった。この結果、第二帝制を準備したビスマルク外交＝軍事優位の統一過程も反省され、相対的にシュヴァルツェンベルクの覇権主義に対する批判は緩和されたと言える。⁽⁷¹⁾ また1970年代には、東西冷戦によって大国主義への疑念が高まり、西欧ではヨーロッパ共同体の形成（1967年）・拡大（1973年）が進むなか、ドイツ統一過程についても二大勢力に対抗する中小諸邦＝「第三のドイツ」 das Dritte Deutschland の存在が注目されるようになった。この動きを先導したのは主にウィーンの研究グループであり、H・ルンブラー Helmut Rumpler は、中等4邦（ザクセン・ハノーファー・バイエルン・ヴュルテンベルク王国）が普墺両国の優位を抑制する国制改革を志向するなか、オルミュツ協約は、中小諸邦の連合に対抗する普墺両国の統一戦線であったこと、ドレスデン会議における七千万人帝国・中欧関税連合の計画も第三勢力の動きを牽制する試みであったことを指摘した。⁽⁷²⁾ またM・デルンダルスキー Michael Derndarsky やH・ルッツ Heinrich Lutz はドイツ連邦の三元構造を検討し、プロイセン覇権主義に対抗してオーストリア・第三勢力が連携した反面、普墺両国が連携して第三勢力の台頭や外国勢力の脅威に対処し

ていたことを指摘している。⁽¹³⁾

1989年の冷戦終結によって世界秩序が再編され、90年代を通じて局地紛争・民族対立が頻発すると、ハプスブルク帝国の多民族国家体制が保持していた秩序維持の機能が一定の評価を受けたほか、⁽¹⁴⁾ 1992年のマーストリヒト条約＝ヨーロッパ連合の成立によって大国主義とは一線を画する地域統合が進展すると、国家連合の先例としてドイツ連邦の役割が注目されるようになった。⁽¹⁵⁾ なかでも群小諸邦の自治・独立を保証したドイツ連邦の安全保障機能が見直され、ドレスデン会議における連邦秩序の再建が、続く東方状況の危機＝クリミア戦争をめぐってオーストリアの画策した連邦軍の派遣計画を牽制し、中等諸邦の安全保障に寄与したことが指摘されている。⁽¹⁶⁾ あわせて宰相シュヴァルツェンベルクに関する研究も進み、メッテルニヒ時代からビスマルク時代への転機における、新たな時代の到来を体現する政治家として評価する動きが見られる。⁽¹⁷⁾ その一環としてドレスデン会議の閉幕150周年に相当する2001年5月17-19日には、「ザクセン歴史・民俗協会」*das Institute für Sächsische Geschichte und Volkskunde* の主催によりドレスデンで記念学会が開催され、諸邦対立の舞台としてよりも、むしろ国制・経済・司法の諸側面にわたって統一制度の導入が試みられた場として、ドレスデン会議の意義が再検討されている。⁽¹⁸⁾

全体としてドイツ歴史学界の場合、ドレスデン会議をめぐっては、これを普墺両国の権力闘争として把握する見方から、諸邦相互の秩序再編＝国制改革として分析する傾向が主流となりつつあるが、オーストリア国家の属性として、前者ではもっぱらドイツ連邦を構成する領邦国家としての側面が想定されたのに対して、後者ではヨーロッパ国際政治に参与する列強としての性格、とりわけ東方問題＝クリミア戦争をめぐる墺露対立の発生が配慮されている点に注目しておきたい。

次に英米圏の研究動向を見ると、アメリカのE・E・クレーエ *Enno E. Krache* はドレスデン会議後のドイツ連邦の展開過程に関する1948年の学位論文において、確かにシュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想やブルックの関税連合計画は形式的には失敗するものの、その意図は1851年5月の普墺秘密同盟・1853年2月の普墺通商条約によって実質的に達成されていること、またドレスデン会議自体も、度量衡・通貨制度など経済統一の枠組を形成したことなど、肯定的な評価を与えている。だがこの学位論文は公刊されず、またクレーエ自身もウィーン会議前夜のドイツ連邦の形成過程に関心を移したため、その後この問題が深められることはなかった。⁽¹⁹⁾

むしろ英米学界では、シュヴァルツェンベルクをメッテルニヒ流の制度主義者の後継と見るか、ビスマルク的な現実主義者の先駆と見るかをめぐって一連の論争があり、ドレスデン会議についても、勢力均衡外交の延長と捉えるか、勢力拡張政策の萌芽とみなすかで見解が対立している。その端緒を開いたイギリスの大家A・J・P・テイラー *Alan J. P. Taylor* は、奇しくも上記フィッシャーと同じく1961年の著作によって、しかしフィッシャーとは異なり外的契機＝ヴェルサイユ体制の桎梏を大戦の原因として強調したため物議をかもししたが（テイラー論争）、⁽²⁰⁾ こうした観点は既に1940年代に発表したハプスブルク帝国史研究にも現れている。テイラーは、オルミュツ協約の意義を、プロイセンの野望を阻止＝オーストリアの威信を回復した成果として評価し、また七千万人帝国構想の動機を、普墺両国の紐帯を強化＝仏露のイタリア・バルカン利害を牽制する試みとして解釈しており、シュヴァルツェンベルクを、理念的な「原理」*principle* よりも客観的な「現実」*fact* に基づいて行動した最初の「現実主義者」*realist* と認め、伝統的な正統主義から近代的な現実主義への転換を指摘している。ただしドレスデン会議では七千万人帝国構想を放棄せざるを得ず、その野心自体は挫折したとされる（「失敗した現実政治家」説）。⁽²¹⁾

こうした考えを継承する研究としては、まずアメリカのK・W・ロック Kenneth W. Rock が挙げられる。ロックは、普墺同盟を後盾とするロシアの軍事介入によってハンガリー反乱を鎮圧した事実を踏まえ、軍部出身のシュヴァルツェンベルクを軍事活動に依存して国内統合を実現した「軍人外交官」Military Diplomat として把握し、メッテルニヒとは異なる現実政治家としての性格を指摘する。ドレスデン会議についても、確かに1851年5月15日の閉会において七千万人帝国の建設を放棄したものの、その翌日5月16日には普墺同盟を締結し、内外有事における相互援助を義務付けたことによって、イタリア・ハンガリー支配の維持には成功したとみなしている。⁽²²⁾ またL・ゾンドハウス Lawrence Sondhaus も、三月革命後のドイツ連邦海軍創設をめぐる動きや、アドリア海におけるオーストリア海軍の整備に着目しながら、陸軍大国プロイセンに対抗して海軍増強を進めるオーストリア国家権力の変質を認め、従来のメッテルニヒ時代とは一線を画すシュヴァルツェンベルク時代の権力外交の生成を主張している。⁽²³⁾ さらにイギリスのA・スケッド Alan Sked は、メッテルニヒの正統主義とは異なるシュヴァルツェンベルク外交の特質として、①国内統一の手段として議会主義を受容する姿勢を示したこと、②対外政策の手段として軍事干渉を辞さなかったこと、③純政治的な旧ドイツ連邦だけでなく経済次元の関税連合も追求したこと、④旧ドイツ連邦の枠組を越える新たな七千万人帝国の樹立を追求していること、以上の点を指摘している。⁽²⁴⁾

だがこうした考えには根強い反論が存在する。まずアメリカのオーストリア系移民二世P・W・シュレーダー Paul W. Schroeder は、むしろメッテルニヒ・シュヴァルツェンベルク両者に一定の継承関係を認め、後者の外交政策について、確かにクールヘッセン憲法闘争への軍事介入が示す如く、現実政治家の片鱗は見られるものの、しかしドレスデン会議でのドイツ連邦の再建が示す如く、その目的はあくまで既成秩序の回復にあった以上、メッテルニヒ的な政策理念・政治信条を継承する位置にあるとし、「オーストリアのビスマルク」Austrian Bismarck・「オーストリアのパーマストン」Palmerston in a white coat) といった評価は誇張として拒否している。なおシュレーダーの研究対象は1960年代にメッテルニヒ時代からクリミア戦争へと移行するが、東欧諸国の政策決定を分析する視角として、資本主義が成長する西欧諸国とは異なり、内政状況・経済条件よりも対外関係・政治条件の作用を重視する点では一貫している。⁽²⁵⁾ その助手R・A・オーステンセン Roy A. Austensen も、1980年代の一連の論考において、シュヴァルツェンベルクを勢力均衡・国際協調に固執したメッテルニヒの正統な後継者＝「制度主義者」System Politiker として評価し（「メッテルニヒ流政治家」説）、外交方針の連続性を主張している。ドレスデン会議における七千万人帝国計画の提唱に関しても、プロイセン学派の批判するオーストリア覇権主義の意図を裏付ける文書は存在しないこと、シュヴァルツェンベルクの真意はむしろ普墺連携・連邦秩序の再建によって、国際的には西欧・ロシアの脅威に、国内的には自由主義の台頭に、対処することにあつたこと、閉会直後の普墺同盟もこうした対外・対内危機への対応を目的としたこと、以上を指摘しながら、当該会議を「無益な討論」fruitless debate とする通説を批判し、むしろ普墺協調・連邦再建を実現した「オーストリアの勝利」victory for Austria・「世界史的勝利」a world-historical triumph と評価している。⁽²⁶⁾ さらにイギリスのF・R・ブリッジ Francis Roy Bridge も、シュヴァルツェンベルクの外交政策はあくまで旧ドイツ連邦の復活を志向したものであって、メッテルニヒ路線から逸脱するものではないことを指摘している。なおブリッジは、イギリス人ながら、オーストリア科学アカデミー発行の『ハプスブルク帝国1848-1918』第6巻「国際関係篇」において、19世紀後半の執筆を担当しており、その見解がオーストリア歴史学界に受容されたことを示唆する。⁽²⁷⁾

このように英米学界の場合、シュヴァルツェンベルク外交を覇権主義外交の先駆と見るか、勢力

均衡外交の継承と見るか、相互に矛盾する史像をめぐって現在でも評価が分かれているが、いずれの場合も、連邦内部におけるプロイセンとの外交関係に加えて、北イタリアをめぐるフランスとの、バルカン半島をめぐるロシアとの対立関係から、立論されていることに留意しておきたい。

最後にドレスデン会議に関する経済分析を見よう。ドレスデン会議の研究は、その政治的・制度的側面の分析に集中しているが、会議では連邦権力・秩序組織の調整とともに、貿易・関税問題に関する専門委員会が組織され、連邦の経済統一が議論されたことも事実である。議論の焦点はプロイセン主導のドイツ関税同盟に対抗する、ブルックの「中部ヨーロッパ関税連合」構想の是非であったが、1851年4月25日の委員会最終報告は、基本的にブルック構想の方針に沿った関税交渉の実施を勧告している。この問題に言及したドイツ系の研究として、古典的には普墺両国の関税闘争に関するA・ゲルトナー Alfred Gaertner の研究があり、⁽²⁸⁾ 戦後はフィッシャーの弟子H・バーメ Helmut Böhme がドイツ帝国の成立・展開過程に関する経済分析の冒頭で検討しているが、⁽²⁹⁾ いずれもドレスデン会議におけるブルック計画の破綻をプロイセンの覇権獲得における経済基盤として捉え、プロイセンは軍事権力だけではなく通商政策も梃子として国家統一に成功したことを指摘している。近年では関税同盟の研究で知られるH-W・ハーン Hans- Werner Hahn が上記ドレスデン会議の記念論集に寄稿しているが、中欧関税連合計画それ自体は実現しなかったものの、その発議を契機として1851年9月のプロイセン・ハノーファー通商条約、1853年2月の普墺通商条約、1861年の一般ドイツ商法典など、長期的にはプロイセンによる関税同盟の拡大を促進したと分析している。⁽³⁰⁾ 全体としてドレスデン会議の経済問題に言及した研究は、ブルックの中欧関税連合計画に対するドイツ関税同盟の優位が、政治過程におけるプロイセンの国家統一を準備したとみなす点では一致しており、19世紀以来のプロイセン中心史観を経済面で補強するかたちになっている。

これに対してオーストリア学界では、ハプスブルク帝国時代以来、中部ヨーロッパ関税連合構想の意義を、普墺両国の覇権競争という枠組よりも、むしろオーストリア自身の海運活動・通商政策のなかに位置付ける傾向がある。前述したペーアにはオーストリア貿易政策の著作があり、中欧関税連合構想の意図としては、確かに政治的にはプロイセンの小ドイツ主義を牽制する効果も期待できたが、その真意はむしろ経済的に普墺両国の通商関係を強化して国内産業の輸出市場を拡大するとともに、バルト海・アドリア海を連結して中欧経由の南北・東西通商を促進することにあったと論じている。⁽³¹⁾ また同じく前述したシャルマッツも、ブルックが経済的には実業家（ロイド汽船会社・トリエステ鉄道会社）、評論家（『オーストリア・ロイド評論』 *Journal des Österreichischen Lloyd* での連載）として活動し、政治家としてはフランクフルト国民議会・オーストリア代表団（「国民経済委員会」 *Ausschuß für Volkswirtschaft* メンバー）、シュヴァルツェンベルク内閣商相、駐土大使（1853-55年）、プオル内閣蔵相（1855-60年）を歴任した実績を踏まえ、ブルックが中欧関税連合構想をあくまで普墺協調の一環として準備していたことを指摘している。⁽³²⁾ ブルック構想に言及した戦後の経済史研究の多くも、当該構想を三月革命後の新絶対主義時代における産業振興・通商政策の一角として位置付ける傾向にある。⁽³³⁾

なお本邦では、1853年2月の通商条約を焦点とした普墺通商関係に関する論考があるが、戦後史学の分析視角＝国民経済の類型比較を反映し、政策路線の決定は産業・貿易利害の動向から分析され、ドレスデン会議・中欧通商連合計画の頓挫も、各邦利害の対立とともにオーストリア国内産業の発展段階・保護志向から説明されている。その一方、計画の破綻は1852年のバルカン状況の危機＝墺露関係の緊張に伴う普墺両国の接近という政治次元の根拠から導出されているが、この点はむ

しろブルック構想の実現がバルカン経由の安全な流通活動を要件としたこと、すなわち当該構想が産業利害とともに運輸・商業利害に立脚したことを逆に証明していると言える。⁽³⁴⁾

全体として、ドレスデン会議における中欧関税連合計画の交渉については、ドイツ連邦の経済統一をめぐる普墺対立の側面とあわせて、バルカン半島・アドリア海経由のレヴァント貿易振興をめぐるオーストリア通商政策の観点から把握してゆくことが必要ではないかと思われる。

以上の如くドレスデン会議の研究動向を整理してくる場合、ドイツ連邦の組織構造・関税制度のいずれをめぐる交渉についても、単純に連邦秩序をめぐる普墺競争・関税論争としてのみならず、同時に東方姿勢をめぐる墺露関係・通商対立としての側面から把握してゆくことが不可欠であり、また東方問題との関連から考察してこそ、旧来分断してきたドレスデン会議をめぐる外交・通商研究の媒介も可能となるのではないかと思われる。⁽³⁵⁾ こうした問題関心から小稿は、ドレスデン会議を東方問題の観点から把握する作業の一環として、まずその経済的な側面を検討したいと思う。以下では、〔Ⅰ〕前提条件として三月前期における関税制度・通商関係の動向を概観した上で(本号)、〔Ⅱ〕三月革命後におけるドイツ関税問題の動向とブルック通商構想の概要を整理し、〔Ⅲ〕ドレスデン会議における関税問題をめぐる主要諸邦の対応と、最終報告の内容を確認したい。

註

(01) 本邦の概説書における言及として、林健太郎編『ドイツ史』〔世界各国史③〕山川出版社、1977年、271頁、(なおその後継シリーズ、木村靖二編『ドイツ史』〔新版・世界各国史⑬〕山川出版社、2001年、には記述がない)、成瀬治・黒川康・伊東孝之『ドイツ現代史』〔世界現代史⑳〕山川出版社、1987年、42-43頁、成瀬治・山田斤吾・木村靖二編『世界歴史大系・ドイツ史』(2)山川出版社、1996年、341頁。

オーストリア史関係では、矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究——中欧多民族国家の解体過程——』岩波書店、1977年、136-137頁、G・シュタットミュラー(丹後杏一訳・矢田俊隆解題)『ハプスブルク帝国史』刀水書房1989年、154-155頁。また南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』〔新版・世界各国史⑨〕山川出版社、1999年、208-209頁、H・コーン(稲野・小沢・柴・南塚共訳)『ハプスブルク帝国史入門』恒文社1982年、51-52頁では、オルミュッツ協約によってプロイセンの連合構想が挫折した点のみ言及され、ドレスデン会議によって七千万人帝国構想が失敗した事実は触れられていない。

また大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門——歴史のラビリンスへの招待——』昭和堂2013年は、ハプスブルク君主国に関する本邦で最初の本格的な研究入門だが、それ故に他国の要素も含む国際関係への関心は薄く、1848年革命後の国際環境への言及はない(124頁)。だが革命後の国制再編や二重帝国の解体を説明する要因としては外交関係を重視する(148-152頁)。また岩崎周一『ハプスブルク帝国』講談社現代新書2017年は、本邦でも貴重な一般向け通史であるが、1848年革命後の動向を内政(「自由と秩序」)の観点から叙述するため、1850年代の国際関係＝普墺対立への言及はない。だが前者の頂点をなす「新絶対主義」の挫折要因としては外交問題＝クリミア戦争の影響を指摘する(284-291頁)。

(02) H. von Sybel, *Die Begründung des Deutschen Reiches durch Wilhelm I: Vornehmlich nach den preussischen Staatsacten*, 7Bde., München, 1889-94, Bd. 2. ジーベルについては、H. Seier, *Die Staatsidee Heinrich von Sybels in den Wandlungen der Reichsgründerzeit 1862/71*, Lübeck/Hamburg, 1961; H・ザイアー(飯田収治訳)「ハインリヒ・フォン・ジーベル」、H-U・ヴェーラー編(ドイツ現代史研究会訳)『ドイツの歴史家』〔全5巻〕未来社1982年、第1巻、231-262頁、西村貞二「HZの百年」同『現代ドイツの歴史学』未来社1968年、所収。

(03) A. Beer, „Die deutsche Politik des Fürsten Scharzenberg bis zu den Dresdener Conferenzen“, *Historisches Taschenbuch*, Bd. 10, 1891, S. 100-104; R. Charmatz, *Geschichte der auswärtigen Politik Österreichs im 19. Jahrhundert*, 2Bde., Leipzig, 1912, Bd. 2, S. 32-36; H. Friedjung, *Österreich von 1848 bis 1860*, 2Bde., Stuttgart, 1908-12, Bd. 2, S. 125-134.

- (04) R. Charmatz, *Minister Freiherr von Bruck: Der Vorkämpfer Mitteleuropas*, Leipzig, 1916; E. Heller, *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Mitteleuropas Vorkämpfer*, Wien, 1933. またドイツでも、F. J. Schöningh, „Karl Ludwig Bruck und die Idee ‚Mitteleuropa‘“, *Historisches Jahrbuch*, Bd. 56, 1936. 中欧思想の展開におけるブルックの位置については、H. C. Meyer, *Mitteleuropa in German Thought and Action 1815- 1945*, Hague, 1955, pp. 16- 18. なおシャルマツは中欧思想で知られるF・ナウマン Friedrich Naumann との交流をもつ。Ibid, pp. 91- 92.
- (05) H. v. Srbik, *Metternich: Der Staatsmann und der Mensch*, 3Bde., München, 1925- 54; ders., *Deutsche Einheit: Idee und Wirklichkeit vom Heiligen Reich bis Königsgrätz*, 4Bde., München, 1935- 42; ders., „Zur gesamtdeutschen Geschichtsauffassung“, *Historische Zeitschrift*, Bd. 156, 1937. スルビクに関しては、P. W. Sweet, “The Historical Writing of Heinrich von Srbik”, *History and Theory*, Vol. 9, 1970; S. Suval, *The Anschluß Question in the Weimar Era: A Study of Nationalism in Germany and Austria, 1918- 1932*, Baltimore, 1974; 今野 元「ハインリヒ・リッター・フォン・スルビクと『全ドイツ史観』」『愛知県立大学外国語学部紀要』〔地域研究・国際学編〕第51号2019年、103-104頁。なおヴァイマル時代にはスルビク門下によって、ウィーン政府文書に依拠した最初の個別研究が発表された。J. Weiskirchner, „Die Dresdener Konferenz 1850/51“, Ph. D., Diss., Wien, 1928（筆者未見）。
- (06) F・マイネッケ（矢田俊隆訳）『ドイツの悲劇』中央公論社1974年、G・A・リッター（西村貞二訳）『ドイツのミリタリズム』未来社1963年。
- (07) R. Kizling, *Die Revolution im Kaisertum Österreich 1848- 1849*, 2Bde., Wien, 1948; ders., *Fürst Felix zu Schwarzenberg: Der politische Lehrmeister Kaiser Franz Josephs*, Graz, 1952, S. 159- 166, 226- 227. またシュヴァルツェンベルクの甥は、アメリカに亡命した後、英語圏の読者に叔父の功績を紹介している。Adolf Schwarzenberg, *Prince Felix zu Schwarzenberg*, New York, 1946.
- (08) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungs Geschichte seit 1789*, 8Bde., Stuttgart, 1960 (2. Aufl., 1988), Bd. 2, 720- 723, 919- 926. 同書の評価に関しては、今野 元「エルンスト・ルドルフ・フーバーと『国制史』研究」(1) - (3) 『愛知県立大学外国語学部紀要』〔地域研究・国際学編〕第48・49・50号2016-18年。
- (09) H. J. Schoeps, *Von Olmütz nach Dresden 1850/ 51: Ein Beitrag zur Geschichte der Reformen am Deutschen Bund: Darstellungen und Dokumente*, Köln/ Berlin, 1972, S. 107- 111, 168- 169.
- (10) F・フィッシャー（村瀬興雄訳）『世界強国への道——ドイツの挑戦1914-1918年——』岩波書店1972年、村瀬興雄「第二帝政史に関する研究動向」、望田幸男・三宅正樹編『概説ドイツ史——現代ドイツの歴史的理解——』有斐閣1982年、木村靖二・千葉敏之・西山曉義編『ドイツ史研究入門』山川出版社2014年。
- (11) T・ニッパーダイは社会史派の第二帝制批判に懐疑的であるが、シュヴァルツェンベルクの七千万人帝国構想については、第二帝制・第三帝国に連なる覇権国家＝「帝国」Reichよりも、むしろ神聖ローマ帝国・ドイツ連邦を継承する国家連合＝「連邦」Bundの延長と捉え、強権的な支配ではなく緩やかな統合として理解している。T. Nipperdey, *Deutsche Geschichte 1800- 1866: Bürgerwelt und starker Staat*, München, 1983, S. 645, 657.
- (12) H. Rumpler, „Felix Schwarzenberg und das ‚Dritte Deutschland‘: Überlegungen zu Heinrich von Srbiks Interpretation der deutschen Politik Österreichs“, H. Fichtenau/ E. Zöllner (Hg.), *Beiträge zur neueren Geschichte Österreichs*, Wien, 1974, S. 377- 378. なおバイエルンに関しては、W. Mößle, *Bayern auf den Dresdener Konferenzen 1850/ 51: Politische, staatsrechtliche und ideologische Aspekte einer gescheiterten Verfassungsrevision*, Berlin, 1972. またザクセンに関しては、H. Rumpler, *Die deutsche Politik des Freiherrn von Beust 1848- 1850: Zur Problematik mittelstaatlicher Reformpolitik im Zeitalter der Paulskirche*, Wien, 1972; ders., *Eine Chance für Mitteleuropa: Bürgerliche Emanzipation und Staatsverfall in der Habsburgermonarchie*, Wien, 1997. 本邦ではザクセン独自の改革計画に関して、時野谷亮「ボイストとドイツ連邦改革構想（1856-1857年）」桐朋学園大学『研究紀要』第34号2008年、同「ボイストとドレスデン会議（1850-1851年）」同上誌、第37号2011年。
- (13) M. Derdarsky, „Österreich und der Deutsche Bund 1815- 1866: Anmerkungen zur deutschen Frage zwischen dem Wiener Kongreß und Königsgrätz“, H. Lutz/ H. Rumpler (Hg.), *Österreich und die deutsche Frage im 19. und 20. Jahrhundert: Probleme der politisch- staatlichen und soziokulturellen Differenzierung im deutschen Mitteleuropa*, Wien 1982; ders., „Österreich und die Deutsche Frage zwischen 1848 und 1866/ 71: Konventionelles Dilemma und situative

- Probleme der Donaumonarchie gegenüber Deutschland“, J. Becker/ A. Hillgruber (Hg.), *Die deutsche Frage im 19. und 20. Jahrhundert*, München, 1983; ders., „Habsburg zwischen Preußen und Deutschland: Österreichs politisches und wirtschaftliches Interesse am Deutschen Bund“, H. Rumpler (Hg.), *Deutscher Bund und deutsche Frage 1815- 1866: Europäische Ordnung, deutsche Politik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter der bürgerlich- nationalen Emanzipation*, Wien/ München, 1990; H. Lutz, *Zwischen Habsburg und Preußen: Deutschland 1815- 1866*, Berlin, 1985, S. 390- 393.
- (14) 矢田、前掲書、第二章「1848年革命とオーストリア・スラヴ主義」、末川 清「ユーリウス・フレーベルのドイツ連邦改革構想」『奈良法学会雑誌』第12巻1990年、同「ユーリウス・フレーベルと『ドイツ問題』」『立命館文学』第534号1994年、同「オーストリア政府の『大ドイツ』連邦改革構想」『愛知学院大学文学部紀要』第31号2001年。なお「帝国」の民族統合＝秩序維持機能を見直す動きは旧ソ連・東欧世界の研究で活発となった。柴宜弘・中井和夫・林忠行『連邦解体の比較研究——ソ連・ユーゴ・チェコ——』多賀出版1997年。その反面、1989年11月のベルリンの壁崩壊、1990年10月の東西ドイツ統一は、独塊の一民族二国家状態に対する関心と呼び覚まし、ドレスデン会議も一定の注目を受けるようになった。M. Luchterhandt, „Mitteleuropaprojektionen gegen die konjunktionelle Bewegung: Schwarzenberg und die preußische Einigungspolitik nach der Revolution 1848- 1851“, M. Gehler/ R. F. Schmidt/ H.- H. Brandt/ R. Steininger (Hg.), *Ungleiche Partner? Österreich und Deutschland in ihrer gegenseitigen Wahrnehmung: Historische Analysen und Vergleiche aus dem 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart, 1996; H.- H. Brandt, „Franz Joseph I. von Österreich“, A. Schindling/ W. Ziegler (Hg.), *Die Kaiser der Neuzeit: Heiliges Römisches Reich, Österreich, Deutschland*, München, 1990, S. 348- 355; ders., *Deutsche Geschichte 1850- 1870: Entscheidung über die Nation*, Stuttgart, 1999, S. 59- 61.
- (15) ドイツ連邦に対する再評価を象徴するのが、次の史料集の刊行である。L. Gall (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Deutschen Bundes*, München, 1996. その第Iシリーズ Abteilung (1813-30年)・第IIシリーズ (1830-48)に続く第IIIシリーズ (1850-66年)の第1巻はドレスデン会議に関する史料集である。J. Müller, *Die Dresdener Konferenz und die Wiederherstellung des Deutschen Bundes 1850/ 51*, München, 1996.
- この動きを経て2000年代に入るとドイツ連邦に関する一連の研究・概説が発表されている。J. Angelow, *Der Deutsche Bund*, Darmstadt, 2003; J. Müller, *Deutscher Bund und deutsche Nation 1848- 1866*, Göttingen, 2005; ders., *Der Deutsche Bund 1815- 1866*, München, 2006; W. D. Gruner, *Der Deutsche Bund 1815- 1866*, München, 2012; idem, “The German Confederation: Cornerstone of the New European Security System”, B. de Graaf/ I. de Haan/ B. Vick (ed.), *Securing Europe after Napoleon: 1815 and the New European Security Culture*, Cambridge, 2019. また本邦では、時野谷亮「ドイツ連邦(1815-1866年)の研究動向」『早稲田大学高等学院研究年報』第54号2010年、同「ドイツ連邦(1815-1866)再考——研究動向を中心に——」、大内宏一編『ヨーロッパ史における思想』彩流社2016年、所収。小稿も研究状況の把握については同氏の動向紹介に負うところが多い。
- (16) 本邦では、時野谷「軍事安全保障システムとしてのドイツ連邦——クリミア戦争を事例に——」『西洋史論叢』第25号2003年、同「バイエルン王国とクリミア戦争(1854-1856年)」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第51号2005年、同「ドイツ南部中等諸邦(バイエルン王国・ヴェルテンベルク王国)とクリミア戦争」早稲田大学『史観』第162号2010年。
- (17) S. Lippert, *Felix Fürst zu Schwarzenberg: Eine politische Biographie*, Stuttgart, 1998, S. 404- 406. また内政に関する研究として、G. Hildebrandt, *Österreich 1849: Studien zur Politik der Regierung Svharzenberg*, Berlin, 1990; A. Gottsmann, *Der Reichstag von Kremsier und die Regierung Schwarzenberg: Die Verfassungsdiskussion des Jahres 1848 im Spannungsfeld zwischen Reaktion und nationaler Frage*, Wien, 1995.
- (18) 学会開催の翌年、その成果として次の記念論集が刊行された。J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *Die Dresdener Konferenz 1850/ 51: Föderalisierung des Deutschen Bundes versus Machtinteressen der Einzelstaaten*, Leipzig, 2002.
- (19) E. E. Kraehe, “A History of the German Confederation, 1850- 1866”, Ph. D., Diss., Minneapolis, 1948 (筆者未見)。この論文はドイツ学界でも認知されてこなかったが、ドレスデン会議の歴史的意義を評価した最初の研究として最近注目されている。なお雑誌論文としては、E. E. Kraehe, “Austria and the Problem of Reform in the German

- Confederation, 1851- 1863”, *American Historical Review*, Vol. 56, 1951, pp. 276- 277; idem, “Foreign Policy and the Nationality Problem in the Habsburg Monarchy, 1800- 1867”, *Austrian History Yearbook*, Vol. 3, 1967, pp. 26- 28.
- (20) A・J・P・テイラー（吉田輝夫訳）『第二次世界大戦の起源』中央公論社 1977年。西ドイツではフィッシャーが、大戦の原因を国際環境に還元せず、ドイツ政府・国内社会に責任を求め、ドイツ外交政策の侵略性・計画性を認めたのに対し、テイラーは大戦の原因をヒトラー個人に求めず、むしろ第一次大戦後の国際体制＝ヴェルサイユ体制の欠陥に求め、ナチス外交を意識的な侵略戦争としてではなく、その時々々の国際状況に対応した機会主義的な措置と見る。樺山紘一編『現代歴史学の名著』中公新書 1989年、176-186頁。
- (21) A・J・P・テイラー（倉田稔訳）『ハプスブルク帝国 1809-1918——オーストリア帝国とオーストリア＝ハンガリーの歴史——』筑摩書房 1987年、119-120、125-128頁；idem, *The Struggle for Mastery in Europe 1848- 1918*, Oxford, 1954, pp. 22- 23; 同（川端・岡訳）『ヨーロッパ：栄光と凋落』未来社 1975年、122-123頁。ハプスブルク帝国の没落を国際関係から考察する手法はイギリスに特有の傾向と言える。A. Sked, “Historians, the Nationality Question, and the Downfall of the Habsburg Empire”, *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th Series, Vol. 31, 1981.
- (22) K. W. Rock, “Reaction Triumphant: The Diplomacy of Felix Schwarzenberg and Nicholas I in Mastering the Hungarian Insurrection, 1848- 1850: A Study in Dynastic Power, Principles, and Politics in Revolutionary Times”, Ph. D., Diss., Stanford University, 1968; idem, “Schwarzenberg versus Nicholas I, Round One: The Negotiation of the Habsburg-Romanov Alliance against Hungary in 1849”, *Austrian History Yearbook*, Vol. 6- 7, 1970- 71; idem, “Felix Schwarzenberg, Military Diplomat”, *Austrian History Yearbook*, Vol. 11, 1975, pp. 96- 97, 109.
- (23) L. Sondhaus, “Mitteleuropa zur See? Austria and the German Navy Question 1848-52”, *Central European History*, Vol. 20, 1987; idem, *The Habsburg Empire and the Sea: Austrian Naval Policy, 1797- 1866*, West Lafayette, 1989.
- (24) A・スケッド（鈴木淑美・別宮貞徳訳）『図説ハプスブルク帝国衰亡史——千年王国の光と影——』原書房 1996年（原典 1989年）、102、162-165頁。
- (25) P. W. Schroeder, *Austria, Great Britain, and the Crimean War: The Destruction of the European Concert*, Ithaca/ London, 1972, pp. xii- xiii, 1- 4.
- (26) R. A. Austensen, “Felix Schwarzenberg: ‘Realpolitiker’ or Metternichian? The Evidence of the Dresden Conference”, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 30, 1977, pp. 107- 112; idem, “Austria and the ‘Struggle for Supremacy in Germany’ 1848- 1864”, *Journal of Modern History*, Vol. 52, 1980, pp. 206, 208, 213- 214, 223- 225; idem, “The Making of Austria’s Prussian Policy 1848-1852”, *Historical Journal*, Vol. 27, 1984, pp. 872- 874. なお『国際関係史評論』第13号（1991年）ではゾンドハウスが巻頭論文、オーステンセンが第二論文を執筆し、見解の違いが鮮明となっている。L. Sondhaus, “Schwarzenberg, Austria, and the German Question, 1848-1851”; R. A. Austensen, “Metternich, Austria, and the German Question, 1848-1851”, *International History Review*, Vol. 13, 1991.
- (27) F. R. Bridge, *The Habsburg Monarchy among the Great Powers, 1815- 1918*, Oxford, 1991, pp. 47- 48; ders., „Österreich (-Ungarn) unter den Großmächten“, A. Wandruszka (Hg.), *Die Habsburgermonarchie im System der internationalen Beziehungen*, 2Bde., Wien, 1989 [A. Wandruszka/ P. Urbanitsch (Hg.), *Die Habsburgermonarchie 1848- 1918*, Bd. 6] Teilband 1, S. 211- 212.

なおイギリスのベラーは、「権力のプロフィール」叢書の一冊として皇帝フランツ・ヨーゼフに焦点を当てた研究において、シュヴァルツェンベルクが「正統主義者」であるか、「現実主義者」であるかをめぐる議論よりも、その人事・政策を承認した皇帝フランツ・ヨーゼフ自身の責任を、また政治家の性格・類型よりも政策の意義・効果を問う必要を提唱し、シュヴァルツェンベルクがオルミュッツ協約においてプロイセンに勝利しながら、ドレスデン会議において七千万人帝国構想の実現に挫折したことについては、ハプスブルク・ホーエンツォレルン両家の対等関係を嫌悪する皇帝自身の意向も作用したこと、会議の失敗はその後の孤立化における契機となったことを指摘している。S・ベラー（坂井榮八郎・川瀬美保訳）『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』刀水書房 2001年（原典 1996年）、69-70、83-84頁。

ベラーは皇帝の役割に新たな焦点を当てたものの、外交関係を重視する点では従来の研究の延長線にあ

- る。これに対してオーキーは、外交政策に対する内政の影響を認め、ドレスデン会議における七千万人帝国の挫折要因として、国際的な諸邦の反対のみならず、国内的な世論・立憲主義運動の抵抗を重視する。R・オーキー(山之内寛子・秋山晋吾訳)『ハプスブルク君主国 1765-1918』NTT出版2010年(原典2001年)、200頁。なおオーキーはブリッジの論考を「若干滑稽な修正史観」と論評している。同書「文献案内」54頁。
- (28) A. Gaertner, *Der Kampf um den Zollverein zwischen Preußen und Österreich 1849-53*, Straßburg, 1911, S. 129-138.
- (29) H. Böhme, *Deutschlands Weg zur Großmacht: Studien zum Verhältnis von Wirtschaft und Staat während der Reichsgründerzeit, 1848- 1871*, Köln/ Berlin, 1966, S. 32- 35.
- (30) H.-W. Hahn, *Geschichte des Deutschen Zollvereins*, Göttingen, 1984, S. 140- 151; ders., „Die Dresdener Konferenz: Chance eines handelspolitischen Neubeginns in Deutschland?“, J. Flöter/ G. Wartenberg (Hg.), *a. a. O.*, S. 234- 236.
- (31) A. Beer, *Die österreichische Handelspolitik im 19. Jahrhundert*, Wien, 1891, S. 99- 106.
- (32) R. Charmatz, *Freiherr von Bruck*, S. 63- 66.
- (33) K. H. Werner, „Österreichs Industrie- und Außenhandelspolitik 1848 bis 1948“, H. Mayer (Hg.), *Hundert Jahre österreichischer Wirtschaftsentwicklung 1848- 1948*, Wien, 1949, S. 379- 381; H. Matis, *Österreichs Wirtschaft 1848- 1913: Konjunkturelle Dynamik und gesellschaftlicher Wandel im Zeitalter Franz Josephs I*, Berlin, 1972, S. 32- 33; K. Koch, „Österreich und der Deutsche Zollverein (1848- 1871)“, A. Wandruszka (Hg.), *a. a. O.*, S. 543- 544.
- (34) 佐藤勝則「三月革命後の普墺間 関税・貿易政策論争——ブルックの『中部ヨーロッパ関税連合』構想を中心として——」『西洋史研究』新輯第4号1975年、38-39頁、42頁。
- (35) この点で小稿はメッテルニヒ外交の経済構造に関する拙稿を継承する。拙稿「オーストリア・レヴァント貿易とギリシア独立戦争」、同「オーストリア・レヴァント貿易とエジプト問題」、同「オーストリア・ドナウ河貿易とモルダヴィア・ワラキア」『鳥取大学・教育センター紀要』第12・13・14号2015・17・18年。

〔I〕史的前提：ウィーン体制とドイツ関税制度

まず前提条件として三月前期＝ウィーン体制におけるドイツ関税問題の動向を、連邦全体、プロイセン(ドイツ関税同盟)、オーストリア、以上の手順で概観しておきたい。

(1) ドイツ連邦

① 連邦議会と関税制度

神聖ローマ帝国は、政治的には300余りの領邦国家に分裂していたが、経済的にも各邦独自の関税・通貨・度量衡制度が混在し、商業活動を著しく阻害していた。⁽⁰¹⁾ このため1814/15年のウィーン会議では、プロイセン官僚シュタイン Karl Stein が関税統一を提起する一方、アルント Ernst Arndt は通貨・度量衡の統一を主張し、この結果1815年6月のドイツ連邦規約 *Bundesakte* (全20条)では、政治的にはフランクフルトにおける連邦議会の設置、オーストリアの議長国としての地位など、諸邦の秩序関係が確認されるとともに、経済的にも将来的な制度統一が想定された。すなわち、連邦規約・第19条は、フランクフルトで開催される最初の連邦議会において、諸邦の貿易・運輸制度 *Handel und Verkehr*、あるいは船舶航行 *Schifffahrt* について、ウィーン会議で決議された原則にしたがって審議すべきことを明記したのである。⁽⁰²⁾

だが連邦規約の採択後、連邦議会はしばらく開催されず、1816年11月になって最初の連邦議会が開催されたものの、関税問題は審議されなかった。また凶作に伴う食糧不足が深刻となった1817年5月・18年2月、ヴェルテンベルク政府は穀物・家畜に関する輸出制限の廃止を提案し、これを受けて連邦議会の専門委員会は食料流通の自由に関する連邦規定を準備したが、その対象として連邦諸邦の非ドイツ領域も想定したため、穀倉地帯ハンガリーを保有するオーストリアは受諾を拒否し、この試みは実現していない。⁽⁰³⁾ かくして連邦領内には依然として種々の関税率・関税表が併存、多数の関税障壁・税関が乱立し、連邦領内の流通活動が攪乱される状態が続いた。

このためプロイセンは独自の関税政策に着手し、1818年5月の関税法によって東西両州の邦内関税を廃止、対外関税を統一する。⁽⁰⁴⁾のみならず1819年10月にはシュヴァルツブルク・ゾーデルスハウゼン公国 Schwarzburg-Sondershausen と関税協定を締結し、以後プロイセン王国領内に「飛地」Enklaveをもつ小邦を関税領域に包摂した。⁽⁰⁵⁾プロイセンの対外関税は、連邦領外に対しては相対的に軽微で自由貿易を推進する一方、領内においては相対的に高率で流通活動を阻害したほか、法的には関税制度に関する連邦議会の権限を規定した連邦規約・第19条に抵触する可能性があった。このためF・リスト Friedrich List は1819年2月に連邦議会に対して内国関税の廃止・対外関税の統一を、ライン産業資本は同年4月にプロイセン政府に対して保護関税の採用を請願する一方、1819年8月のカールスバード会議ではバーデン政府が連邦領内の自由流通と通貨・度量衡制度の統一を発議したが、オーストリアは国民主義の高揚に対処するべく自由主義の取締を急ぎ、関税問題の審議を先送りした。⁽⁰⁶⁾続く1819/20年のウィーン大臣会議では、ナッサウ公国がウィーン会議後に導入された関税制度（＝1818年プロイセン関税）の無効を訴えたが、プロイセンは連邦規約・第19条の規定する関税統一は、諸邦の義務ではなくあくまで権利であるとして、プロイセン関税の合法性を主張した。またオーストリアも、広大な非ドイツ領域（ハンガリー・イタリア）を保有するほか、高度な禁止制度を採用する故に、連邦関税の統一に消極的であり、さらに中部諸邦は中継貿易を促進する自由貿易を、南部諸邦は国内産業を育成する保護貿易をそれぞれ志向して対立したため、関税制度の審議は進展していない。むしろこの会議の焦点も反動体制の強化にあり、1820年5月のウィーン最終規約 Schlußacte（全65条）は、もっぱら個別諸邦に対する連邦権力の優位を確認している。なおその第64条は、連邦全体に関連する提案が連邦議会に提出され、その合目的性・実行可能性が認められた場合、連邦議会はその提案を実現するために尽力すべきことを規定しており、関税制度の改革に期待を残したが、有力二邦が関心を示さない以上、その実現は困難であった。⁽⁰⁷⁾このためライン・南ドイツ諸邦＝「第三のドイツ」・「純ドイツ」das reine Deutschland は、1820年9月のダルムシュタット会議において関税制度の「7項目提案」Punktation を交渉したが、南北諸邦は政策路線をめぐって合意できず、1823年にヘッセンが離脱して交渉は頓挫する。1825年2月にもシュツットガルト会議が開催されるが、事態に変化はなかった。⁽⁰⁸⁾

② 国際河川の自由航行

1814/15年のウィーン会議では、ナポレオン戦争の終結に伴う領土問題の調整とともに、通商・航海制度の整備も審議された。既にパリ陥落に伴う1814年5月のパリ講和条約・第5条ではライン川の自由航行が確認されていたが、ウィーン会議・河川委員会はあらためて国際河川の問題を検討し、その結果1815年6月のウィーン条約 Kongreßakte・第108－117条では、ライン、マイン Main、ネッカー Necker、モーゼル Mosel、ミューズ Meuse、シェルト Scheldt の各河川が国際河川に指定され、自由航行の原則が確認された。以後流域諸国は、該当河川における外国商船の航行を禁止せず、また通航船舶に対する通過関税を免除し、中継貿易の自由を保証することになった。⁽⁰⁹⁾以後この原則は他の河川にも順次適用され、連邦領内ではエルベ Elbe（1821年）・ヴェーゼル Weser（1823年）・オーデル Oder（1825年）が、それぞれ自由航行を保証されている。⁽¹⁰⁾

他方ドナウ川は、南ドイツ諸邦を源流とし、ハプスブルク帝国領内を經由して、オスマン帝国領域から黒海に注ぐヨーロッパ最大の国際河川であり、ウィーン会議の河川委員会も国際河川として認定することを提案しているが、ドナウ下流を領有するオスマン帝国がウィーン会議の参加国ではなかったことから、ウィーン条約では国際河川に指定されていない。⁽¹¹⁾

かくしてドイツ連邦は、政治面には抑圧的な反動体制によって自由主義勢力の不満を助長した

けでなく、経済的にも連邦規約の想定する経済統一を放棄し、その意義を問われることになった。

(2) ドイツ関税同盟

① プロイセンと関税同盟

プロイセンは戦後 1818 年の関税法によって、東部ユンカー経営の穀物輸出に配慮した自由貿易を採用する一方、西部ライン地方の産業利害を育成するべく国内市場の統一に努め、1819-31 年にかけて王国領内に位置する他邦の飛地を順次併合したほか、⁽¹²⁾ 1828 年 2 月には「北ドイツ関税同盟」を形成した。これに対して南ドイツのバイエルン・ヴュルテンベルクは 1828 年 1 月に「南ドイツ関税同盟」を、南北二大陣営のなかで孤立した中部・北西諸邦は 9 月に「中部ドイツ通商同盟」*der mitteldeutsche Handelsverein* を、それぞれ組織する。だがプロイセンが主導する北ドイツ関税同盟は、1831 年に中部ドイツ通商同盟のザクセン及びチューリンゲン諸邦(1833 年 5 月:「チューリンゲン関税・通商同盟」*Zoll- und Handelsverein der Thüringischen Staaten*) を吸収、続く 1833 年 3 月には南ドイツ関税同盟と接続し、最終的に 1834 年 1 月に「ドイツ関税同盟」(期限 8 年:1842 年 1 月満期)が発足する。ドイツ関税同盟は、加盟 18 邦から成り、国内的には国内流通に対する国境関税を撤廃したほか、対外的には外国貿易に対する対外関税を統一し、その共通税率として 1818 年のプロイセン関税法を基準とする低率関税を採用した。⁽¹³⁾

関税同盟には、税收配分を計算する実務的なベルリン中央会計局 *Zentralrechnungsbüro* 以外に専属の官庁・職員・金庫は存在せず、唯一の公式機関として定例の「年次総会」*Generalkonferenz* が盟邦の持ち回りで開催され、関税税率・税收配分・通商条約など必要事項を協議した。だが年次総会は、直属国 *Immediatstaat* の全権代表だけの参加によって、不定期にしか開催されず、1834-63 年の期間における開催は 15 回にとどまっている。⁽¹⁴⁾ また関税収入は各邦の人口規模に比例して分配される原則であったが、北ドイツ関税同盟の場合、地理的に接続するプロイセン西部諸州とヘッセンとの間でのみ関税収入が配分されるにとどまり、プロイセン東部諸州はその対象から除外された。⁽¹⁵⁾

以後、関税同盟は加盟諸邦を順次拡大し、1835 年にバーデン大公国、ナッサウ侯国、1836 年にフランクフルト、1841 年にブラウンシュヴァイク公国、リップペ=デトモルト侯国 *Lippe-Detmold*、ヴァルデック *Waldeck* 侯国(リップペ=ピルモン地区 *Lippe-Pyrmont*)、1842 年にルクセンブルク大公国が加盟した。⁽¹⁶⁾ また 1840 年の第 4 回ベルリン関税同盟総会では 1841 年の満了を控えて条約更新が審議されたが、いずれの諸邦も関税収入の増大に満足し、12 年の延長(1853 年満了)が確認されている。⁽¹⁷⁾ かくして、ドイツ連邦におけるオーストリアの政治的な首位性とは対照的に、ドイツ関税同盟におけるプロイセンの経済的な主導性が明らかとなったのである。

② 北西諸邦と租税同盟

中部ドイツ通商同盟はザクセン・チューリンゲン諸邦の脱退によって解体するが、自由貿易を志向する北西ドイツのハノーファー王国(イギリスの同君連合)・ブラウンシュヴァイク公国は関税同盟への加入を拒否し、1834 年 5 月に独自の「租税同盟」*Steuerverein* を組織する。租税同盟には、1836 年にオルデンプルク大公国、1838 年にリップペ=シャウムブルク侯国 *Lippe-Schaumburg* が加盟し、北海・バルト海貿易の拠点として機能した。ハノーファーは租税同盟の拡大を志向して中部諸邦の加入を打診したが、ヘッセン選帝侯国(クールヘッセン *Kurhessen*)・リップペ=デトモルトは加盟を拒否したほか、盟邦ブラウンシュヴァイクが 1841 年に関税同盟に加入し、同国領内のハルツ・ヴェーゼル地区 *Harz-Weser* も、当初は租税同盟に残留したものの、1844 年には関税同盟へ合流している。⁽¹⁸⁾ 他方、海上貿易の拠点であるハンザ都市(ブレーメン・ハンブルク・リュベック)は

自由市としていずれの通商同盟にも加盟しなかった。⁽¹⁹⁾ 加えてバルト海沿岸のメクレンベルク＝シュヴェーリン大公国 Mecklenburg-Schwerin も各種同盟に対して距離を取ったほか、1844年5月にはイギリスと自由貿易協定を締結している。なおハノーファーは、イギリス女王ヴィクトリア（在位1837－1901年）の即位に伴い1837年にイギリスとの同君連合を解消したが、1844年7月にイギリスと航海条約を締結し、やはり緊密な通商関係を維持している。⁽²⁰⁾ かくしてドイツ関税同盟は、西欧諸国への窓口であるバルト海との接続を阻害された点で、限界を抱えていた。

またバイエルン・ヴュルテンベルクなど南部諸邦は、ドイツ関税同盟には加盟していたものの、国内産業を育成する観点から保護関税の設定を要求し、盟主プロイセンの自由貿易路線と対立していたが、1843年の第6回ベルリン総会によって1844年の銑鉄関税引上げ、1845年の第7回カールスルーヘ総会によって1846年の綿糸・麻糸・梳毛関税引上げ、それぞれ確認されている。⁽²¹⁾ だが南ドイツに隣接するオーストリアが加盟していないことから、アドリア海・バルカン半島との接続は阻害されており、その克服が課題であった。同じくドイツ関税同盟とオーストリアとの接点に位置するザクセンの場合も、東西・南北流通の中継拠点に位置するライプツィヒの商業活動を促進する上で、複数の関税組織の併存と海洋との断絶が問題であったと言える。

（3）オーストリア

① 産業保護と禁止制度

オーストリアは多民族国家としてオーストリア・ハンガリー間に境界関税を設定するほか、国内産業を保護するため外国製品の輸入を制限する禁止制度 *Vervotssystem* を採用し、連邦規約・第19条の想定する連邦関税の統一には消極的であった。⁽²²⁾ だが1828年に局地的な関税同盟が鼎立すると、宰相メッテルニヒは、オーストリアの政治的な権威を維持する必要から、ドイツ関税同盟への加入を志向している。しかしその実現には、関税同盟が設定する関税水準を受諾し、禁止制度を撤廃することが条件となるため、財務長官ナダスト Michael Nádasdy（在任1824－30年）は1830年6月にその是非を問う国内調査を実施している。だが各地の地方総督は、経済的な国内秩序を保全する必要から一様に禁止制度の維持を要求し、加盟の試みは頓挫した。⁽²³⁾ このためメッテルニヒは同盟拡大の阻止に努め、1833年にはバイエルンに対して、ドナウ川・トリエステ拠点のレヴァント貿易こそ南部諸邦の貿易発展における「自然な方向」*der naturgemässe Zug* であることを示唆し、プロイセンとの関税同盟よりも、オーストリアとの関税協定を推奨している。だが結局バイエルンは1834年に関税同盟への加入を決断し、妨害工作も失敗する。⁽²⁴⁾

以後、歴代の財務長官クレーベルスベルク Franz Klebelsberg（在任1830－36年）・アイヒホフ Peter von Eichhoff（在任1836－40年）は、来るべき1842年の同盟更新を新規加入の機会とにらみ、1830年代を通じて関税緩和を進め、1836年には禁止制度も一部廃止された。だが国内産業の反発から、関税同盟の想定する関税水準までには至らず、ドイツ関税同盟は1841年にオーストリアを除外したまま更新された。⁽²⁵⁾ それでも1840年代には改革派の財務長官キューバック Karl Friedrich Kübeck von Kübau（在任1840－48年）のもとで関税改革の検討が続けられ、1843年5月には新関税表が策定された。だが国内社会の混乱を警戒する皇帝は裁可せず、計画は流産している。⁽²⁶⁾

② 海運振興とレヴァント貿易

かくして関税同盟との提携は頓挫するが、流通促進の試みは一定の進展を見せている。まず河川航行であるが、上述の如くウィーン条約はドナウ川を自由航行の適用から除外した反面、オーストリア自身はウィーン会議と並行するオスマン帝国との個別交渉によって、1815年5月にドナウ下流

域における自由航行の勅許を獲得した。また1816年4月(1851年12月更新)のバイエルンとの条約では、ドナウ上流域における商船の自由航行を確認している。⁽²⁷⁾ こうした制度整備を経て、1829年には特許企業「第一ドナウ汽船会社」*Erste Donau-Dampfschiffahrts-Gesellschaft* が創業し、1831年より営業運転を開始、1834年にはイスタンブール航路を開設している。⁽²⁸⁾ またアドリア海の水運事業に関しては、1832年1月の勅令によって海上交通の特許制度を廃止し、民間資本の参入を解禁すると、港湾都市トリエステの保険業者K・ブルック(後の商務大臣)が、1836年に「ロイド汽船会社」*Lloyd Dampfschiffahrts-Gesellschaft* を創業、アドリア海からレヴァント方面への定期航路を運行している。またトリエステ知事シュタディオン Franz von Stadion(後の法務大臣)は1843年に貿易調査団をスエズ方面に派遣し、アドリア海拠点のアジア貿易に関心を示している。⁽²⁹⁾ なお1845年1月の企業協定によって、ロイド汽船会社が第一ドナウ汽船会社を買収・併合し、前者の取締役ブルックがオーストリア・レヴァント水運事業を一元的に運営することになった。⁽³⁰⁾ かくしてオーストリアは、ドイツ関税同盟によってバルト海方面との通商活動を圧迫されるなか、ドナウ川・アドリア海の両面からレヴァント世界への進出を試みたのである。

こうしたオーストリア水運資本のレヴァント貿易は、一連の通商条約でも振興されている。まず1839年9月の奥土協定では、オスマン政府が導入する高率関税をオーストリアは例外的に免除され、従来通り低率関税でレヴァント産品を買い付ける一方、1829年12月(1838年7月更新)の英奥通商条約では、イギリス航海条令が禁止する第三国船の中継貿易をオーストリア商船は例外的に許可され、レヴァント・ドナウ川流域産品のイギリス向け輸出を実現している。また1840年7月の奥露通商条約では、ロシアが一連の露土条約を通じて船舶航行を管理することになったドナウ河口地帯の、1841年7月の国際海峡協定では両海峡の、1835年2月の奥希通商条約ではエーゲ海の、それぞれ自由航行を実現し、ドナウ川＝黒海＝両海峡＝地中海の安全航行を確保したのである。⁽³¹⁾

註

- (01) W. O. Henderson, *The Zollverein*, Cambridge, 1939 (3rd ed.1984), pp. 21-22; H.-W. Hahn, *a. a. O.*, S. 9-14; 諸田実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣1974年、10-11頁。
- (02) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 24-25; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 791-793; F・ハルトゥング(成瀬治・坂井栄八郎訳)『ドイツ国制史——15世紀から現代まで——』岩波書店1980年、243-251頁。規約条文は、E. R. Huber(Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, 3Bde., Stuttgart, 1961, Bd. 1, S. 75-81。
- (03) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 25-26; 諸田、前掲書、15頁・註(2)。
- (04) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 39-41; 諸田、前掲書、第一章「『プロイセン関税法』の制定とその意義」、大西健夫「プロイセン関税政策の展開——ドイツ関税同盟成立前史——」『社会経済史学』第39巻1973年。
- (05) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 44-45, n. 2; 諸田、前掲書、15-16頁。
- (06) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 26-27; F・ハルトゥング、前掲邦訳、251-252頁。
- (07) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 28-29; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 1, S. 802-804, 810-811; F・ハルトゥング、前掲邦訳、252-253頁、諸田、前掲書、82-83頁。規約条文は、E. R. Huber(Hg.), *a. a. O.*, Bd. 1, S. 81-90。
- (08) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 57-62; 諸田、前掲書、83-84、90頁。
- (09) H. Hajnal, *The Danube: Its Historical, Political and Economic Importance*, Hague, 1920, pp. 40-48; J. P. Chamberlain, *The Regime of the International Rivers: Danube and Rhine*, New York, 1923, pp. 185-187; C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, New York, 1969, Vol. 64, pp. 6-26。
- (10) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 52-53; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 294, 296。
- (11) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 66-67, 146-147; S. Gorove, *Law and Politics of the Danube*, Hague, 1964, pp. 23-24; S. G. Focas, *The Lower Danube River: In the Southeastern European Political and Economic Complex from Antiquity to the Conference of Belgrade of 1948*, New York, 1987, pp. 77-89, 236-237。

- (12) W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 45, n. 2.
- (13) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 92- 93; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 74- 79. 本邦では、諸田、前掲書、23-27 頁。同書は北ドイツ関税同盟・中部ドイツ通商同盟の形成・交渉に焦点を当て（第二章）、南ドイツ関税同盟との関係の分析が弱いほか、その題目が示す如く関心は関税同盟の成立過程に置かれ、展開過程の分析を欠く。
- (14) W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 93; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 79- 82; E. R. Huber, *a. a. O.*, Bd. 2. S. 192; 諸田、前掲書、8 頁。同盟総会の開催は以下の通りである。第 1 回（1836 年）：ミュンヘン、第 2 回（1838 年）：ドレスデン、第 3 回（1839 年）：ベルリン、第 4 回（1839-40 年）：ベルリン、第 5 回（1842 年）：シュツットガルト、第 6 回（1843 年）：ベルリン、第 7 回（1845 年）：カールスルーヘ、第 8 回（1846 年）：ベルリン、臨時（1848 年）：フランクフルト、第 9 回（1850・51 年）：カッセル・ヴィースバーデン、第 10 回（1853-54 年）：ベルリン、第 11 回（1854 年）：ダルムシュタット、第 12 回（1856 年）：アイゼナッハ・ヴァイマール、第 13 回（1858 年）：ハノーファー、第 14 回（1859 年）：ハルツブルク・ブラウンシュヴァイク、第 15 回（1864 年）：ミュンヘン。諸田「ドイツ関税同盟」、同他編『ドイツ経済の歴史的空間——関税同盟・ライヒ・プント——』昭和堂 1994 年、所収、36 頁。
- (15) W. O. Henderson, *op. cit.*, p. 53; 諸田、前掲書、98 頁。
- (16) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 103- 120, 125- 126, 150- 153; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 83- 87, 108- 109.
- (17) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 141- 143; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 107- 108.
- (18) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 87- 88, 122- 123, 153- 159; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 82, 109, 126.
- (19) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 159- 160. リューベックは北ドイツ連邦発足後の 1868 年、ハンブルク・ブレーメンはドイツ帝国成立後のそれぞれ 1881 年・85 年に加盟している。 *Ibid.*, pp. 310- 311, 330- 336.
- (20) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 158- 161. メクレンブルクは 1868 年に加盟する。 *Ibid.*, p. 310.
- (21) W. O. Henderson, *op. cit.*, pp. 179- 189; H- W. Hahn, *a. a. O.*, S. 113- 122; 柳澤 治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店 1974 年、第 I 部・第三章「関税同盟の危機」。
- (22) K. Hudeczek, *Österreichische Handelspolitik im Vormärz, 1815- 1848*, Wien, 1918, S. 146- 147.
- (23) A. Beer, *a. a. O.*, S. 59- 65; H. Benedikt, „Der deutsche Zollverein und Österreich“, *Donauraum*, Bd. 6, 1961, S. 27- 29; G. Otruba, „Der deutsche Zollverein und Österreich: Nachklang zum 150. Jahrestag der ‚Gründung‘ des deutschen Zollvereins“, *Österreich in Geschichte und Literatur*, Bd. 15, 1971, S. 127- 128.
- (24) A. Beer, *a. a. O.*, S. 65- 68.
- (25) A. Beer, *a. a. O.*, S. 14- 15; K. Hudeczek, *a. a. O.*, S. 139- 142.
- (26) A. Beer, *a. a. O.*, S. 19- 25; K. Hudeczek, *a. a. O.*, S. 147- 150.
- (27) H. Hajnal, *op. cit.*, pp. 53- 54, 67- 69; J. P. Chamberlain, *op. cit.*, pp. 29- 30.
- (28) K. Waldbrunner, *125 Jahre Erste Donau- Dampfschiffahrts- Gesellschaft, 1829- 1954*, Wien, 1954, S. 12- 15; H. Grössing (Hg.), *Rot- Weiss- Rot auf blauen Wellen: 150 Jahre DDSG*, Wien, 1979, S. 21- 23. 本邦では、佐々木洋子『ハプスブルク帝国の鉄道と汽船——19 世紀の鉄道建設と河川・海運航行——』刀水書房 2013 年、第四章。
- (29) R. E. Coons, *Steamships, Statesmen, and Bureaucrats: Austrian Policy towards the Steam Navigation Company of the Austrian Lloyd, 1836-1848*, Wiesbaden, 1975. 本邦では、佐々木、前掲書、第五章。
- (30) K. Waldbrunner, *a. a. O.*, S. 18- 21; H. Grössing (Hg.), *a. a. O.*, S. 52- 53; 佐々木、前掲書、156-157 頁。
- (31) A. Beer, *a. a. O.*, S. 31- 32, 311- 316, 401- 403, 410- 411, 597- 598; H. Pavelka, *English- österreichische Wirtschaftsbeziehungen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhundert*, Wien, 1968, S. 34- 35, 41- 42, 45- 46, 50- 55, 61- 62; M. Sauer, „Österreich und die Sulina Frage, 1829- 1854 (I) (II)“, *Mitteilungen des österreichischen Staatsarchivs*, Bd. 40, 1987, S. 87- 88, 91- 92, 99- 106; Bd. 46, 1990, S. 221- 222, 227- 228; M. Sedivy, *Metternich, the Great Powers and the Eastern Question*, Pilsen, 2013, pp. 334- 335, 606- 607, 618- 619; C. Ardeleanu, *International Trade and Diplomacy at the Lower Danube: The Sulina Question and the Economic Premises of the Crimean War (1829- 1853)*, Braila, 2014, pp. 168- 170, 180- 183; 前掲拙稿（2018 年）、56-60 頁。